

社会福祉法人翔の会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人翔の会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員等の報酬等について必要なことを定める。

（評議員の報酬）

第2条 評議員の報酬は、別表1により支払う。

（理事長等の報酬）

第3条 理事長の報酬は、別表2による日額に勤務日数を乗じた額とする。

2 業務執行理事の報酬は、別表3による日額に勤務日数を乗じた額とする。

3 理事の報酬は、別表4により支払う。

4 理事会に出席する理事長、業務執行理事には、理事会に係る報酬は支給しない。

5 理事に対して、各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で本規程に従って算定した額を支給する。

（監事の報酬）

第4条 監事の報酬は、別表5により支払う。

2 監事に対して、各年度の総額が1,000,000円を越えない範囲で本規程に従って算定した額を支給する。

（評議員選任解任委員の報酬）

第5条 評議員選任解任委員の報酬は別表6により支払う。

（第三者委員の報酬）

第6条 第三者委員の報酬は別表7により支払う。

（報酬の支払い方法）

第7条 理事長及び業務執行理事に対する報酬は、当月に出勤した日数分を翌月末に支払う。ただし、月末支払日が休日の場合は前日に支払う。

また、本人の同意があれば本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振込むことができる。

2 その他の理事、監事及び評議員等に対する報酬は、理事会または評議員会その他法人運営のために出席した都度現金で支払う。

（旅費）

第8条 理事長及び業務執行理事に対する交通費として月額5,000円を支払う。支払いは第7条の報酬と合わせて行う。

（職員による理事長等の兼職）

第9条 当法人職員が理事長、または業務執行理事を兼務するときは、第3条第1項及び第2項の報酬並びに第8条の交通費は支給しない。

- 2 前項にある者には、職員給与とは別に役員報酬として月額20,000円を支払う。
- 3 当法人職員が理事を兼務するときは、第3条第3項にある報酬は支給しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定めるものとする。

(附則)

この規程は	2005年	4月1日より施行する。
	2018年	3月15日改定
	2019年	12月6日改定
	2025年	6月19日改定

別表 1 評議員への報酬

評議員会への出席	日額	10,000円
法人運営のための出勤	日額	10,000円

別表 2 理事長の報酬

法人運営のための出勤	日額	50,000円
------------	----	---------

別表 3 業務執行理事の報酬

法人運営のための出勤	日額	40,000円
------------	----	---------

別表 4 理事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
法人運営のための出勤	日額	10,000円

別表 5 監事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	日額	10,000円
監査の実施	日額	10,000円
法人の調査	日額	10,000円

別表 6 評議員選任解任委員の報酬

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

評議員選任解任委員会への出席	日額	10,000円
----------------	----	---------

別表 7 第三者委員の報酬

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

第三者委員会への出席	日額	10,000円
------------	----	---------